

役員退職手当支給規程

平成27年4月1日

規程第18号

改正 平成30年2月13日規程第98号

(総則)

第1条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

2 退職手当は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の月例支給額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業績実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第9条及び第10条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの月例支給額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に主務大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業績実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の支給制限)

第3条 退職（解任を含む。以下この条から第7条まで同じ。）した役員が次の各号のいずれかに該当するときは、機構は、当該役員（当該役員が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響、その他国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号。以下「退職手当法」という。）第12条第1項の規定に基づき政令で定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。

(1) 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。）

第23条第2項第2号若しくは同条第3項の規定による解任又はこれに準ずる退職をした者

(2) 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した者

- 2 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていないときにおいて、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該役員（当該役員が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、前項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をしたときの退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。
 - (1) 当該役員が刑事事件（当該退職後に起訴された時にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該役員が顧問等として再雇用された場合であって、顧問等としての在職期間中の行為に関し次号に相当する行為をしたと認めたとき。
 - (3) 機構が、当該役員について、当該退職後に在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認めたとき。
- 3 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職のときには、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号及び第3号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする措置を行うことができる。
- 4 機構は、第2項第2号及び3号又は前項の規定による措置を行おうとするときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。
- 6 機構は、第1項から第3項の規定による措置を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該措置を受けるべき者に通知しなければならない。
- 7 機構は、前項の規定による通知をするときにおいて、当該措置を受けるべき者の所在が知れないときは、当該措置の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。このとき、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該措置を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 8 第4条において準用する退職手当法第13条の規定に基づき退職手当の支払を差し止める措置（以下この項において「支払差止措置」という。）に係る退職手当に関し第2項又は第3項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする措置が行われたとき

は、当該支払差止措置は、取り消されたものとみなす。

(退職手当の支払差止め)

第4条 退職をした役員が、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該役員に対し、当該退職に係る退職手当の支払いを差し止める措置（以下「支払差止措置」という。）を行うものとする。

(1) 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされたときにおいて、その判決の確定前に退職したとき。

(2) 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていないときにおいて、当該役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていないときにおいて、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該役員に対し、支払差止措置を行うことができる。

(1) 当該役員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該役員が逮捕されたとき又は機構が当該役員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該役員に犯罪があると思料するに至ったときであって、当該役員に対し退職手当を支払うことが機構の業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 機構が、当該役員について、在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした職員（死亡による退職のときにはその遺族）が当該退職に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支給を受ける権利を承継したものを含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていないときにおいて、前項第2号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、支払差止措置を行うことができる。

4 前3項の規定による退職手当の支払差止措置を受けた者は、当該支払差止措置後の事情の変化を理由に、機構に対し、その取消を申し立てることができる。

5 機構は、次の各号の一に該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当するときにおいて、当該支払差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその

他これを取り消すことが支払差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定したとき。
- (2) 当該支払差止措置を受けた者について、当該支払差止措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定したとき（禁錮以上の刑に処せられたとき及び無罪の判決が確定したときを除く。）又は公訴を提起しない措置があったときであって、第3条第2項の規定による措置を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない措置があった日から6月を経過したとき。
- (3) 当該支払差止措置を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第3条第2項の規定による措置を受けることなく、当該支払差止措置を受けた日から1年を経過したとき。

6 機構は、当該支払差止措置を受けた者が第3条第3項の規定による措置を受けることなく当該支払差止措置を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止措置を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、機構が、当該支払差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払いを差し止める必要がなくなったとして当該支払差止措置を取り消すことを妨げるものではない。

8 第3条第6項及び第7項の規定は、支払差止措置について準用する。

(退職をした者の退職手当の返納)

第5条 退職をした役員に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号の一に該当するときは、機構は、当該役員に対し、第3条第1項に規定する事情のほか、当該役員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

- (1) 当該役員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該役員が顧問等として再雇用されたときであって、顧問等としての在職期間中の行為に関し次号に相当する行為をしたと認められたとき。
- (3) 機構が、当該役員について、在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたと認められたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から5年以

内に限り、行うことができる。

3 第3条第4項及び第6項の規定は、本条第1項の規定による措置について準用する。

4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第3条第4項の規定による意見の聴取について準用する。なお、このときにおいて「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

（遺族の退職手当の返納）

第6条 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職のときには、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支給を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支払われた後において、前条第1項第2号及び第3号に該当するときは、機構は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第3条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

2 第3条第4項及び第6項の規定は、前項の規定による措置について準用する。

3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第3条第4項の規定による意見の聴取について準用する。なお、このときにおいて「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納）

第7条 退職をした役員（死亡による退職のときには、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払いを受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第5条第1項又は前条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定するときを除く。）において、機構が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該役員が在職期間中に通則法第23条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、機構は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該役員が在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第5条第4項又は前条第3項において規定する意見の聴取の実施に係る通知を受けたときにおいて、第5条第1項又は前条第

1 項の規定による措置を受けることなく死亡したとき(次項及び第4項に規定するときを除く。)は、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき(第4条第1項第1号に該当するときを含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第5条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときにおいて、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第5条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、機構は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の返納を命ずる措置を行うことができる。

5 前各項の規定による措置に基づき返納する金額は、第3条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。このときにおいて、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

6 第3条第4項及び第6項の規定は、本条第1項から第4項までの規定による措置について準用する。

7 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する第3条第4項の規定による意見の聴取について準用する。なお、このときにおいて「行政庁」は「機構」と読み替えるものとする。

(在職期間等の計算)

第8条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、

1月と計算するものとする。

- 2 第2条第1項ただし書の規定によるときにおいて、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、このときにおいて端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の取扱い)

- 第9条** 役員が、任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第10条** 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定によるときに、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書きの適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める。

- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)となるため退職し、かつ、引き続き役員となったときにおける役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となったとき又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となったときにおいては、この規程による退職手当は支給しない。

- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職したときの退職手当の額については、第2条第1項の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定したときの第3項に規定する在職期間を、退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

- 6 前項のときにおいて当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役

員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎とし、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し、理事長が定める額とする。

(退職手当の支給)

第11条 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべき額を控除し、特別の事由のある場合を除き、主務大臣の決定があった日から1月以内に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0として、第2条の定めに基づき算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、前項に定める控除を行った上で、役員の退職の日以後に支給することができる。

3 前項の規定により暫定退職手当額が支給されたときは、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この条において「決定支給額」という。）の内払いとみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

(遺族の範囲及び順位)

第12条 本規程に定める遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）

(2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

(3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。このときにおいて、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、役員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときはその人数により等分して支給する。

4 前各項の規程に関わらず、次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族とはしない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月13日規程第98号)

(施行期日等)

この規程は、平成30年2月20日から施行し、改正後の役員退職手当支給規程の規定は、平成30年1月1日から適用する。但し、平成29年12月31日以前に退職した者に適用しないものとする。